保育を必要とする事由

保育所や認定こども園（保育部分）を利用できるのは、
保護者の双方が次のいずれかの事由に該当する場合です。

1 就労

会社や自宅等で就労を
月48時間以上している

2 妊娠・出産

出産予定日の8週前から
出産後の8週後の月末まで

3 疾病・障がい

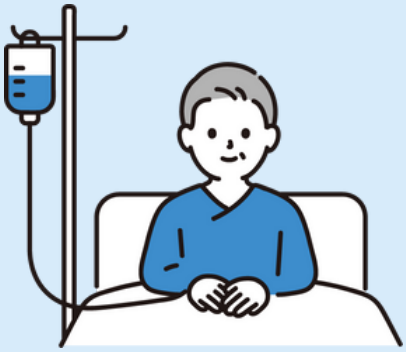

病気やケガにより
心身に障がいがある

4 親族介護・看護

同居親族の介護や
看護を常時している

5 求職活動

求職活動を継続的に
行っている（2カ月間のみ）

6 就学

学校・専修学校（職業訓練
を含む）に就学している